

# Lexis AS ONE 利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約の適用)

本規約は、レクシスネクシス・ジャパン株式会社（以下、「LNJ」という）が提供する Lexis AS ONE（以下、「本サービス」という）の使用の諸条件を定めたものであり、第4条規定の契約者の役員または従業員たる利用者および契約者が申請し LNJ が承認した利用者（合わせて以下、「利用者」という）による、本サービスの使用に関する一切に適用されます。

2. 本サービスの契約者および利用者は、この規約を遵守するものとします。

### 第2条 (本規約の範囲)

LNJ が本サービスを通じて、随時、利用者に発表する諸規定および LNJ が本サービスにより提供する個々のサービスメニューにおいて定める当該サービスの使用に関する諸規定（以下、あわせて「追加規定」という）は、名称の如何に拘らず本規約の一部を構成するものとします。

### 第3条 (サービスの変更)

LNJ は、契約者および利用者の承諾を得ることなく、追加規定を含めて、本規約の内容を変更することができるものとします。本規約を変更した場合は、変更後の規約に従い、本サービスを提供します。

2. LNJ は、本規約を変更するときは、本サービス上にて表示することにより、利用者に対してその内容を通知します。

3. LNJ は、契約者および利用者の承諾を得ることなく、本サービスを変更することができるものとします。契約者および利用者はこれを承諾するものとします。

## 第2章 利用者

### 第4条 (利用者登録)

「契約者」とは、LNJ に本サービスを申し込み、LNJ がこれを必要な審査・手続き等を経た後に承認した個人および法人（権利能力なき社団、士業者の事務所を含みます。以下同じ）、または LNJ が契約者資格を授与した個人および法人をいい、後述の「利用者」を管理する主体を示します

2. 「利用者」とは、契約者が LNJ に申し込みした人数の範囲内において本サービスを利用する権限を与えられたものをいいます。利用者は、契約者自身（契約者が個人の場合）及び契約者の役員（法人の場合。士業事務所における共同経営者を含みます。以下同じ）並びに契約者の従業員、もしくは、契約者が申請し LNJ が承認した範囲内において利用を認められた者に限られます。

3. 利用者は、契約者と別法人であっても契約者が株式の 20%以上を保有する関連会社の役員または従業員であれば当該契約者の管理する利用者として登録することができます。また別途契約者が申請し LNJ

が承認した場合にも当該契約者の管理する利用者として登録することができます。ただし関連会社の使用料金の算定方法は、LNJが提出する御見積書に従うものとします。

4. 契約者は、その管理下にある利用者に本規約の内容を承諾させ遵守させる義務を負います。利用者は、契約者が本サービス内において登録した時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。

5. 契約者は、その管理下にあるとして利用者登録した従業員等が退職その他の事由によりその管理下から離れたときは、当該利用者について速やかに登録解除申請をするものとします。

#### 第5条（不承認および承認の取消）

LNJは、前条審査の結果、申込者が以下のいずれかの事由に該当することが判明した場合、その者の本サービス利用の承認をしないことがあります。

（1）申込者が実在しないこと

（2）申込みをした時点で、本規約もしくはLNJが提供するサービスにおける利用規約の違反等により利用者資格もしくは会員資格の停止処分中であるか、または過去に本規約もしくはLNJが提供するサービスにおける利用規約の違反等で、自己のIDおよびこれに対応するパスワード、もしくはIPアドレス設定された会員システムの使用につき停止または一時停止を受けたことがあること

（3）申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと

（4）その他LNJが利用者とすることを不適当と判断したとき

2. LNJは、承認後であっても、承認した利用者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、承認を取り消すことがあります。

#### 第6条（利用者資格の譲渡等の禁止）

契約者および利用者の本サービスを使用するための資格は当該契約者および当該利用者により専属するものとし、相続の対象とならないものとします。

2. 契約者および利用者は、本サービスの使用のための資格を譲渡または貸与することはできません。また、契約者および利用者は本サービスの使用のための資格を、家族や秘書等を含む第三者に使用させることはできません。

3. 利用者が利用料金を故意に減額するために、取得した情報を定常的に転送、印刷、加工するなど悪用することを禁止します。LNJは利用者による悪質な利用とみなした場合に契約者との契約を解除することができるものとします。

#### 第7条（契約期間）

本サービスの契約期間は、LNJが契約者に対し、契約者資格の付与を通知した日から起算し承認時に定めた期間とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに、LNJまたは会員から相手方に対して、書面による別段の意思表示がなされない限り、契約期間は自動的に更新され、更に同期間継続するものとし、その後も同様とします。利用者はその管理者たる契約者の契約期間内において本サービスを利用することができるものとします。

#### 第8条（届出事項の変更手続き）

契約者は、契約期間中につき、LNJ への登録事項に変更が生じた場合は、LNJ に対し、速やかに変更内容を届け出るものとします。

2. 前項を行なわなかったことにより、契約者および利用者が不利益を被ったとしても、LNJ は一切その責任を負いません。

### 第3章 契約者および利用者の義務

#### 第9条（自己責任の原則）

契約者および利用者は、LNJ により利用者の認証番号として付与された番号を使用して、本サービス上でなされた一切の行為およびその結果、かかる費用について、当該行為を自己が行ったか否かを問わず、責任を負うものとします。

2. 利用者が本サービスの利用の際、第三者に対して損害を与えた場合、利用者を管理・監督する契約者は自己の責任と費用をもって解決し、LNJ に何ら損害を与えないようにするものとします。

3. LNJ は本サービスの利用により発生した契約者および利用者の損害については、いかなる責任も負わず、一切、損害賠償義務を負わないものとします。

4. 契約者および利用者が本条に違反して LNJ に損害を与えた場合、契約者は LNJ に対して、その損害を賠償するものとします。

5. 契約者および利用者は、ID およびこれに対応するパスワードを失念し、または盗まれた場合は、LNJ に速やかに届け出るものとし、その指示に従うものとします。また、当該 ID およびこれに対応するパスワードによりなされた本サービスの使用は、当該利用者によりなされたものとみなします。

#### 第10条（資料の利用）

利用者は、本サービスを通じて入手した情報または資料（以下、あわせて「LNJ 資料」という）を商業目的や非社会的行為に利用することはできません。但し、資料提供者等の意向により特に禁止される場合を除き、下記のいずれかの目的・方法で利用することができます。

（1）LNJ 資料により得た知見を契約者の事業活動に生かすこと

（2）個人的もしくは家族または事業部署またはこれに準ずる少人数の閉鎖的な範囲内で使用するために印刷し、印刷したものを当該閉鎖的な範囲内に配布すること

（3）裁判所又は官公庁等に証拠資料として提出する目的で直接または引用して印刷し、印刷したものを裁判所等に提出すること

（4）弁護士または弁理士、司法書士等において、その依頼者に提出する報告書または意見書等に添付する資料として必要な範囲内で直接又は引用して印刷して提出しもしくは電子メールにて送信すること

（5）大学等の教育機関において講義またゼミ等のための資料として必要な範囲内で直接又は引用して印刷し、印刷したものを当該講義等を受講する学生に配布すること

（6）書籍、論文、判例評釈等を作成するにあたって必要な範囲内で引用して出版または自動公衆送信、電子メール送信すること

（7）前6号の用途に使用する目的で、LNJ 資料を利用者が恒常的に利用するコンピュータの内蔵ハードディスク、USB メモリーなどの文書保存媒体、クラウドサービスなどの文書管理システムに保存すること

- (8) その他、LNJ と契約者との間で事前に書面にて取り決めた利用目的・方法にて利用すること
2. 利用者は、前項に定める目的・方法以外で、LNJ 資料を複製し、公衆送信し、出版し、頒布する等の利用を、自らまたは第三者に命じて行ってはなりません。

#### 第 1 1 条 (営業活動の禁止)

契約者および利用者は、LNJ が承認した場合を除き、本サービスまたは LNJ 資料を利用した情報の提供を主たる目的とする活動を行ってはなりません。また、このような活動を目的とした本サービスもしくは LNJ 資料の利用もしくはその準備を目的とした利用はできません。

2. 承認された場合を除き、営業活動への適用と LNJ が判断した場合には、LNJ が強制的に契約者又は利用者の利用資格を停止することがあります。

### 第 4 章 料金

#### 第 1 2 条 (本サービスの使用料金)

本サービスの使用料金の算定方法は、LNJ が提出する御見積書に従うものとします。

2. 使用料金の算定の基礎となる「利用者数」は、当該月の前月末日時点で契約者の管理下にあるとして登録されている利用者の人数とします。
3. 利用者の中には LNJ が承認した無料利用者も含まれるものとします。その場合、料金は有料対象者の人数のみに基づいて計算されます。

#### 第 1 3 条 (料金の計算)

本サービスの使用料金は、年一括又は月単位 (月末締め) で発生し、前月末時点での利用人数に応じた金額を適用します。

2. 本サービスの使用料金は、LNJ が契約者に対してその会員資格の付与を通知した日の属する月から、本契約の終了日の属する月まで発生します。尚、会員資格の付与を通知する日が月の 15 日以降であった場合、該当月の使用料金は通常の半額とします。
3. 本サービスの使用料金には、消費税が含まれています。

#### 第 1 4 条 (決済手段)

契約者は、使用料金の支払いその他の債務を以下のいずれかの方法で履行するものとします。

- (1) LNJ の指定する銀行口座に LNJ からの請求書を受領した月の翌月末日までに請求額を振込むことにより支払う方法。振り込みに係る費用は、契約者が負担するものとします。
- (2) LNJ の指定する自動振替システムで支払う方法

#### 第 1 5 条 (決済)

LNJ は、第 1 2 条および第 1 3 条に基づいて、別途定める方法により使用料金を契約者に請求します。

2. 契約者は第 1 4 条に定める決済手段に従い支払うものとします。
3. 遅滞損害金は日歩 4 銭とします。

4. 契約者が使用料金の支払を遅滞した場合は、使用料金を支払うまで、LNJ は、当該契約者および利用者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

#### 第16条（無料トライアル期間）

契約者は本サービスの無料トライアル期間を LNJ から承認された場合には、無料トライアル期間終了後に速やかに有料期間に移行するものとします。契約者は無料トライアル期間内において有料期間への移行日の5営業日前までに契約停止の旨を LNJ に書面又は電子メールにて通知することで有料期間への移行を停止することができます。その場合、契約自体も停止されるものとします。

### 第5章 責任

#### 第17条（瑕疵責任の範囲）

LNJ は、本サービスの資料に誤り、脱漏その他の瑕疵（元の資料に存する誤り等を含みません。）のあることが発見された場合には、速やかに修正するよう、努力するものとします。なお、LNJ の責任は、当該瑕疵の修正のための合理的努力のみに限られるものとし、それ以外の責任は一切負わないものとします。

#### 第18条（個人情報の管理）

LNJ は、本サービスの提供に際して知り得た契約者および利用者の個人情報の管理については、LNJ のウェブサイトに掲載されている「LexisNexis Privacy Statement」に従います。

2. LNJ は、利用者による本サービスの使用状況の集計、および分析を行い、これを新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用することがあります。

#### 第19条（サービスの停止）

LNJ は、以下のいずれかの場合には、契約者および利用者事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあります。

- (1) 本サービスのシステムの保守を定期的または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上或いは技術上 LNJ が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

2. LNJ は、前項各号の場合以外の事由により、本サービスの提供の遅滞または中断等が発生したとしても、これに起因して、契約者および利用者または第三者が被った損害については、一切、責任を負わないものとします。

#### 第20条（サービスの中止）

LNJ は、3ヶ月間前までの予告期間を以て利用者に本サービス上にて通知の上、本サービスの提供を中止することができます。

### 第6章 権利

## 第21条（知的財産権の帰属）

本サービスに係る全てのデータ、図表、およびソフトウェア等並びにLNJ資料の知的所有権その他の権利は、LNJまたはLNJへの情報提供者に帰属します。

## 第22条（商標について）

RELX Group およびREシンボルは、RELX Intellectual Properties SAの商標であり、ライセンスに基づき使用されています。

## 第7章 暴力団等の排除

### 第23条

契約者およびLNJは、それぞれ相手方に対し、本サービス申込み時から契約終了までのすべての時点において、次の各号の事項を表明し保証します。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係団体（関係者）、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員（以下総称して「暴力団等」という）ではなく、かつそのおそれもないこと。
- ②自らの役員、またはこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員、債権者もしくは株主（出資者）等は暴力団等ではなく、かつそのおそれもないこと。
- ③LNJが申込書に基づく業務遂行のため第三者を利用する場合には、当該第三者が前2号のいずれにも該当しないこと。

### 第24条

当事者の一方について、前条の表明保証に反する事実が判明したとき、または、自らもしくは第三者を利用して、次の各号の一に該当する行為をしたときは、他方当事者は、何らの催告を要せずして契約を解除することができます

ただし、前条第3号の場合においては、契約者はLNJに対し、当該第三者との関係を速やかに解消することを要求し、相当期限内に関係が解消されたことの証明がない場合には契約を解除することができます

- ①傷害、脅迫、恐喝、器物破損、けん銃不法所持等の暴力的犯罪行為をしたとき。
  - ②他方当事者に対して、暴力団等の威力を背景に粗野な態度、言動等をとったとき。
  - ③他方当事者の業務を妨害したとき、または妨害するおそれのある行為をしたとき。
  - ④他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき。
2. 前項の規定により契約を解除された当事者は、解除により生じる損害等について、他方当事者に対し一切の請求を行いません。

## 第8章 管轄裁判所

### 第25条（合意管轄裁判所）

本規約には、日本法が適用されるものとします。

2. 本規約に関する一切の紛争の第一審の専属合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

(付則)

この規約は、2015年8月15日から実施します。